

【基本的な考え方】

時短協力要請対象である施設に所在する建築物において、 事務スペース等の売場面積以外も含んだ総床面積が

- ◆1000㎡超 → 時短要請対象
- ◆1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外

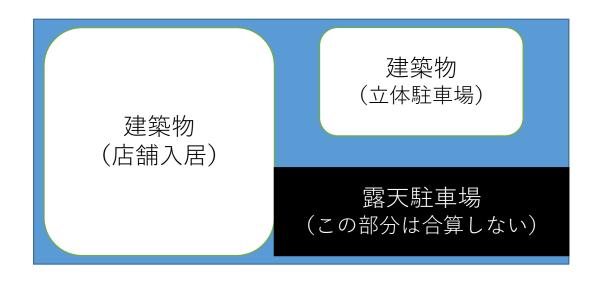
※協力金の算定に係る面積ではないことに注意!

1つの施設 建築物 B館 熟地 【1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合】 それらの建築物の床面積を合計して

- ◆1000㎡超 ⇒ 時短要請対象
- ◆1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外
- ※1つの施設敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、 複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。

≪左の例の場合≫

同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。



【同一の敷地内に駐車場がある場合、駐車場が】

①立体駐車場の場合・・・建築物として合算 「店舗入居の建築物+立体駐車場」が

◆1000㎡超 ⇒ 時短要請対象

◆1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外

②露天駐車場の場合・・・合算しない。

建築物 B
建築物 C
(生活必需等提供の
テナント)

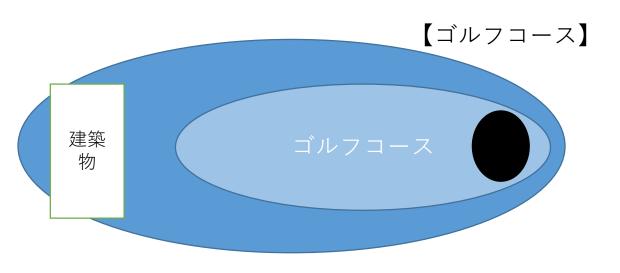
【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し(A + B + C)、

◆1000m²超 → 時短要請対象

◆1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外

ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントは、 時短要請の制限はかからない(営業して可)



【ゴルフコース】 建築物(クラブハウス等)の床面積が

- ◆1000㎡超 → 時短要請対象
- ◆1000㎡以下 ⇒ 時短要請対象外 (コースの面積は含まれない。)

ただし、時短要請の対象はゴルフ場全体 (クラブハウス等の建築物、ゴルフコース)となる。

※あくまで時短要請の対象施設かどうかの判断であり、協力金支給の 対象となるか否かは別途

【テーマパーク、遊園地】

遊具 建築物 パレード等に利用 する園内土地 遊具

建築物の床面積が、

- ◆1000m²超 → 時短要請対象
- ◆1000m以下 ⇒ 時短要請対象外 (園内土地等の面積は含まれない)

ただし、時短要請の対象は全体(建築物、遊具・アトラクション、園内土地)となる。

※あくまで時短要請の対象施設かどうかの判断であり、協力金支給の 対象となるか否かは別途



【百貨店やマーケット等の施設において、 施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗】

管理対象である店舗全体が時短要請対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えるが、時短要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えない。

【ホテル・旅館の集会の用に供する部分に関して】

客室・大浴場テナント等部分 宴会場・ 集会場等 ペース等

客室、大浴場、テナント店 等の床面積は合算しない

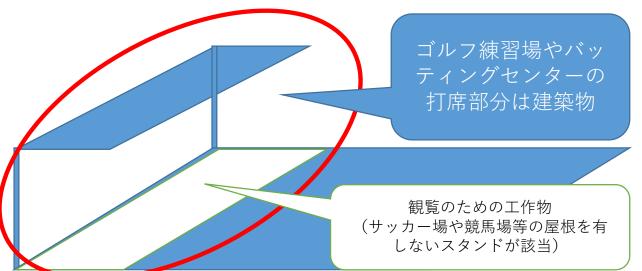
集会場・宴会場等として機能 するうえで必要な個所の床面 積を合計する。

※ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等を合算

1000㎡超なら 時短要請対象

時短要請対象施設かどうかの判断基準

(協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



建築物とは、

・土地に定着している工作物のうち、 屋根と柱、もしくは屋根と壁で構成されているもの (これに類する構造のものを含む)

【参考:建築物に扱われないものの例】

- ・貯蔵槽等の施設(受水槽、浄化槽等でポンプ室、電気室等が含まれないもの)
- ・屋根の天幕、ビニール、すだれ等でふいたもので取り外し自由なもの
- ・仮設トイレ(仮設トイレのうち、随時かつ任意に移動できるもの)
- ・土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、メンテナンス時以外人が架台下 に立ち入らず、架台下の空間を物品の保管等の屋内的用途に供しないもの)
- ・鉄道等の運転保安施設、跨線橋、プラットホームの上家(駅舎、待合所は建築物である)